住所　川崎市高津区坂戸３丁目23番17―703号
　孔美今　昭和45年２月27日生
住所　神奈川県横須賀市根岸町４丁目20番20号
　スパワット・ﾐｳﾗ　平成10年９月20日生
住所　神奈川県足柄下郡箱根町仙石原230番地
　ファビアナ・シズヱ・テツヤ　昭和63年８月７日生
住所　相模原市南区磯部340番地４
　ニット・ディー　昭和45年８月６日生
　ニット・ソッピー　平成７年９月15日生
　ニット・ソックピア　平成９年７月29日生
住所　神奈川県平塚市横内3907番地
　チョン・ケマリン　昭和35年２月１日生
　ソーン・ﾄｰﾝ　昭和42年１月７日生
　ケマリン・エイリ　平成８年１月７日生
住所　東京都板橋区高島平７丁目15番５―403号
　セイジ・シー・ゲレロ　昭和61年12月４日生
住所　千葉県山武郡大網白里町四天木乙2787番地１
　南宗順　昭和25年６月10日生
住所　兵庫県伊丹市瑞原３丁目70番地２
　尹**博尚**　昭和47年６月16日生
　金潤子　昭和47年12月22日生
　尹優希　平成16年12月25日生
　尹優弥　平成19年５月18日生
住所　兵庫県尼崎市武庫の里１丁目17番23号
　李明守　昭和22年５月30日生
　鄭在順　昭和27年３月７日生
　李祥根　昭和46年10月16日生
　李明彦　昭和52年５月１日生
住所　兵庫県尼崎市武庫元町２丁目７番15号
　李修二　昭和48年８月29日生
住所　兵庫県尼崎市神崎町25番25号
　金利孝　昭和48年８月１日生
　ジェシカ・アナイ・ワタナベ・ラドロン・デ・ゲバラ　昭和49年11月23日生
　エステバン・ワタナベ・ラドロン・デ・ゲバラ　平成７年６月28日生
　ディエゴ・ワタナベ・ラドロン・デ・ゲバラ　平成７年６月28日生
　金ユウリ　平成10年１月19日生
　金一道　平成13年５月９日生
住所　千葉県船橋市小室町3053番地
　楊蕊　平成８年８月30日生
住所　大阪府箕面市坊島１丁目７番22号
　ルゥ・ビン・クゥ　昭和41年７月12日生
住所　大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1101号
　陳瑩　昭和48年５月17日生
住所　大阪市浪速区大国２丁目12番13―1002号
　呂文松　昭和56年10月30日生
住所　東京都中央区佃１丁目11番６―1601号
　朱嬋嘉　昭和58年５月15日生
住所　奈良市朝日町２丁目３番地７
　李和子　昭和19年６月10日生
住所　奈良市朝日町２丁目３番地７
　朴隆信　昭和46年５月６日生
住所　京都府宇治市大久保町旦椋50番地１
　全惠　昭和52年５月17日生
住所　京都市南区吉祥院東前田町18番地２
　金和子　昭和22年４月16日生
住所　山口県下関市大学町５丁目５番10号
　金溢美　昭和54年10月５日生
住所　京都市南区唐橋琵琶町９番地
　鄭然孫　昭和44年９月21日生
住所　京都市左京区田中北春菜町16番地３
　姜覚　昭和48年８月３日生
住所　福井県敦賀市津内町３丁目２番29―７号
　林勝鳳　昭和24年３月２日生
住所　三重県四日市市日永東３丁目16番２号
　朴吉和　昭和45年９月29日生
　李京子　昭和47年９月28日生
　朴菜摘　平成７年３月22日生
　朴皓暉　平成９年２月18日生
住所　山口県宇部市松山町４丁目１番36号
　朱相順　昭和37年12月５日生
　高敏治　昭和62年３月６日生
　高梨香　平成３年２月27日生
　高舞　平成５年２月８日生
住所　大阪府寝屋川市泰町17番８―802号
　高佳代　平成元年３月13日生
住所　茨城県牛久市栄町３丁目19番地
　リカルド・シゲル・モミイ・コハシカワ　昭和56年４月14日生
　ソレダット・グスティロ・モミイ　昭和56年９月28日生
　ララ・メイ・モミイ・グスティロ　平成21年５月12日生
住所　東京都品川区中延１丁目３番10号
　玄博光　昭和45年１月27日生
住所　群馬県前橋市青梨子町1357番地
　趙娟秀　昭和29年11月27日生
住所　東京都府中市新町１丁目45番地34
　林瑜　昭和51年９月９日生
住所　東京都荒川区東尾久８丁目８番６―301号
　劉陽　昭和62年５月26日生
住所　埼玉県八潮市大字大曽根22番地１
　李純惠　昭和43年９月26日生
住所　東京都江東区亀戸７丁目52番３号
　呂賢珠　昭和63年６月19日生
住所　東京都葛飾区東水元２丁目26番13号
　金洋姫　昭和55年２月13日生
住所　名古屋市天白区植田山１丁目501番地73
　李英稔　昭和46年11月18日生
　金眞希　昭和50年５月18日生
　李裕敬　平成16年５月７日生
　李芹菜　平成18年１月８日生
　李純菜　平成20年12月７日生
住所　名古屋市東区徳川１丁目505番地４
　文昌英　昭和32年２月23日生

○厚生労働省告示第十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第二類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第一中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号中「トリアムシノロンアセトニド」の下に「。ただし、口腔内用軟膏に限る。」を加え、同号を同表第十号とし、同表中第十四号を第十一号とし、第十五号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十七号とする。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百四十五号を第二百四十九号とし、第二百三十三号から第二百四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二百三十五号を第二百三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百三十六　ラノコナゾール

二百三十七　トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三十二号を第二百三十四号とし、第六十二号から第百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六十一号中「。ただし、貼付剤を除く。」を削り、同号を同項第六十三号とし、同項第六十号中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加え、同号を同項第六十二号とし、同項中第五十九号を第六十一号とし、第四号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　アゼラスチン

五　アデノシン三リン酸

○厚生労働省告示第十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣　細川　律夫

無機薬品及び有機薬品の項中第四十六号を第四十九号とし、第四十三号から第四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　ラノコナゾール

無機薬品及び有機薬品の項中第四十一号を第四十三号とし、第二十四号から第四十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五　トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。

無機薬品及び有機薬品の項中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一　ケトプロフェン